

## 議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、審議事項(6)-1に基づき、審議のディスカッション・ポイントとして、特別目的会社（以下、SPE）の連結上の取扱いに関する短期的な対応を行う場合の論点の概要について説明がなされた。平成22年3月25日の第198回企業会計基準委員会における意思確認<sup>1</sup>を受け、特別目的専門委員会では、短期的な対応を行う上での論点について検討を重ねてきている。

小賀坂主席研究員より、審議資料(6)-2に基づき、当該専門委員会における各論点の検討状況や利用者及び作成者から参考人を招いて行った意見陳述の概要等について説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

「SPEの取扱い」に関する短期的な対応を行う場合の論点について

- オブザーバーから、論点の一つであるノンリコースローンの注記について、SPEのみを対象とする提案かどうか質問がなされ、米国では商業ビルのモーゲージなどでSPEを使わないノンリコースの場合も見られ、財務分析上、SPEか否かで注記対象が異なるのは違和感があるとの意見があった。これに対して、事務局からは、短期的対応の趣旨からSPEと無関係の会社にまで影響が及ぶことは想定しておらずSPEのみを対象とする案としていることが説明され、日本ではSPEを用いないノンリコースの形態の取引はあまり多くはないと想定されるものの、対象について検討したいとの説明がなされた。
- ある委員から、短期的な対応を行う場合にはB案<sup>2</sup>によることも考えられるが、専門委員会においてD案以外の案への支持は見られなかったかとの質問があった。事務局からは、B案は影響が広範にわたる可能性もあることから専門委員会での賛成意見は見られず、D案以外を推す意見は少なかったとの説明がなされた。
- 同じ委員から、短期的な対応に際しては、関係する作成者の準備期間は必要であり、また、IASBやFASBの動向との絡みもあることから、スケジュールと経過措置についてどのように考えているかとの質問がなされた。事務局からは、意思確認のタイミングなどは、委員会において事務局による検討の十分性が確認された段階となること、適用時期はまだ示しておらず、IASBやFASBの動向や作成者側からの意見も踏まえて、適用時期を提示し、今後、意思確認を行っていくことになることが説明された。新井副委員長からは、短期的な対応ということを前提とすれば、今夏に公開草案、年内に最終基準化ということが一つの目安になるとの説明がなされた。

以上

<sup>1</sup> 「SPEの取扱い」(連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三)に定められる特別目的会社の取扱い)に関する短期的な対応を行う方向で専門委員会において対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行い、対応案の作成はD案を中心に行う、とする案。なお、D案は、当該「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者にのみ適用するものとする案のこと。

<sup>2</sup> 「SPEの取扱い」を削除するとする案。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。